

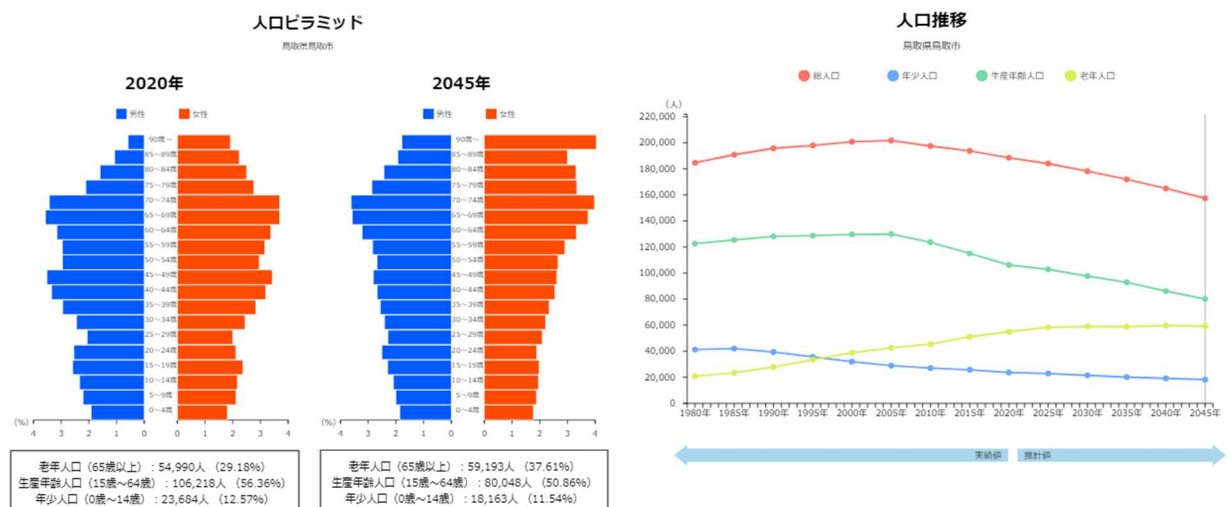
## 別 紙

### 導入促進基本計画

#### 1 先端設備等の導入の促進の目標

##### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の現在の人口は 178,991 人（2025(令和 7)年 1 月 31 日時点）であり、2005（平成 17）年の国勢調査時 201,740 人をピークに本格的な減少段階に入り、2045 年には 157,404 人になると推計され、今後も年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15 歳～64 歳）の減少及び老年人口（65 歳以上）の増加による高齢化の進行が予想されている。



出典：RESAS 人口マップ

本市の産業構造は、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、医療・福祉、サービス業の順に事業所数が多くなっている。なお、従業員数は、卸売業・小売業、医療・福祉、製造業、教育・学習支援業、サービス業の順に多い。なお、約 8,500 事業所のほとんどは中小企業等である。

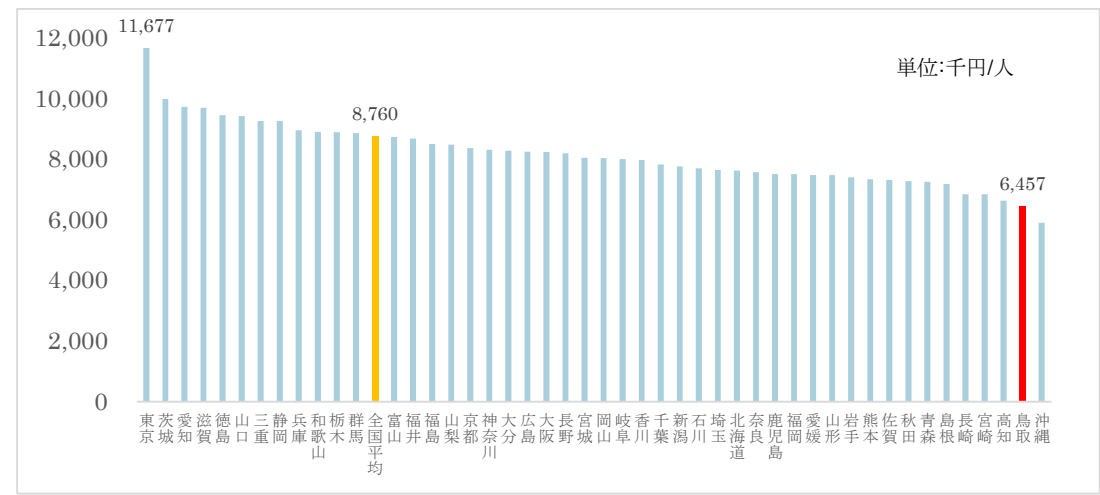


出典：RESAS 産業マップ

本県における令和3年度の労働生産性については、沖縄県に次ぐ低い水準となっている。また、後継者不在率（令和6年・帝国データバンク調べ）は70.6%と足元では改善傾向ではあるが秋田県に次ぐ全国第2位の高い水準にある。

慢性化している人手不足や本県の低い労働生産性を鑑みると、高い労働生産性や製品・サービス等の高付加価値化につながる先端設備等の導入による収益力の向上を促すことが急務であり、結果的に高い収益力は事業承継に際して後継者が引き継ぐ動機につながる。したがって、収益力のある事業基盤の構築に取り組む企業への支援はこれまで以上に重要となっている。

令和3年度 労働生産性の都道府県比較



(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営の強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本計画について対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

鳥取市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

すべての業種・事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から 2 年間（令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3 年間、4 年間または 5 年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組は先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・ 市税等（法人においては市税・下水道使用料・下水道受益者負担金。個人事業主においては市税・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料・保育所保育料・下水道使用料・下水道受益者負担金とする。）の滞納がある中小企業等の計画については認定の対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。